

# UMEDA SOGO NEWS LETTER

2021.5.31 第 55 号

発行 梅田総合法律事務所

## データの利用を伴う契約の注意点

「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を踏まえて

梅田総合法律事務所 弁護士 中村 昭喜  
弁護士 西口 健太  
弁護士 布浦 直

### ▶ POINT

- ① データの利用を伴う契約の締結にあたっては、経済産業省の「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」が参考になります。
- ② データの利用を伴う契約では、想定されるリスクを十分に検討し、契約書においてこれを回避するための条項を定める必要があります。
- ③ 特に、データ利用の目的や、提供されたデータを加工してできた派生データの利用権限の帰属についての条項が重要です。

### 1 データの利用を伴う契約の増加

AI・ビッグデータ・IoT等の技術革新により、多様な事業活動がデータ化され、インターネット等を通じて集約されたデータを分析・活用することで、新たな経済価値が生まれています。

このような流れの中、業種を跨いだ事業者間でデータの利活用を伴う協業が行われることも珍しいことではなくなきました。例えば、自動車の走行データを分析して、事故の発生する確率を予想し、保険料に反映させる新たな保険商品が話題となっています。今後、収集したデータを、他の事業者に提供し、これを分析して、互いの事業に役立てたり、分析の結果を第三者に提供したりするようなビジネスモデルは一層増えると予想されます。

他方で、データの利用を伴う契約に関しては、データそれ自体が法律上の知的財産として保護される場合が限定的であるなど、法制度が十分に行き届いているとはいせず、細かなルールは、当事者間の契約に委ねられている部分が大きいという特徴があります。この点に注意しないまま、データの利用や移転を伴う契約を締結した結果、思いもよらない不利益を被ることがありますので、注意する必要があります。

データの利用を伴う契約の増加を踏まえ、経済産業省は、2018年6月、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)を策定しました。ガイドラインでは、データの利用を伴う契約について問題となり得る論点を列挙し、その解決の指針となる条項例を示すことで、データの有効利用を促進しています<sup>1</sup>。本ニュースレターでは、ガイドラインのうち、「データ編」の特に注意すべき点をご紹介いたします。

## 2 データの利用を伴う契約の契約類型

ガイドライン「データ編」は、データの利用を伴う契約を、①データ提供型、②データ創出型、③プラットフォーム型の3種類に分類しています。

このうち、③のプラットフォーム型は、プラットフォームにデータを集約し、複数の事業者がプラットフォームを通じて、当該データを共用・活用する契約のことをいいます。③プラットフォーム型の契約については、利用規約によってデータ利用に関するルールが決められることが多いため、ガイドラインも踏まえつつ、当該利用規約をよく確認する必要がありますが、本ニュースレターでは、①・②にフォーカスを当て、特に重要なポイントを解説します。

## 3 ①データ提供型契約について

### (1) データ提供型契約とは

取引の対象となるデータを一方当事者のみが保持している場合に、データ保持者から他方当事者へ当該データを提供(譲渡・ライセンス等)する契約のことをいいます。

また、単にデータの提供をするだけでなく、例えば大企業がAI開発のスタートアップ企業に自社の保有するデータをAIの学習用に提供し、共同でAI技術を組み込んだシステムを開発する(あるいはその前段階としてPoC(実証実験)を行う)など、共同開発や何らかの業務の委託の中で、業務の遂行のため、付随的に、一方の当事者から他方の当事者へデータが提供される場合も考えられます<sup>2</sup>。

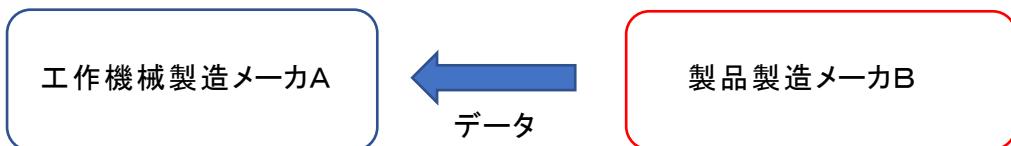
### (2) ケースのご紹介

(ガイドライン「データ編」P35より引用)

<sup>1</sup> なお、ガイドライン「データ編」は、2019年7月、改正不正競争防止法の施行を受け、改訂されました(ver1.1)。

<sup>2</sup> このようなスタートアップ企業と事業会社の連携(オープンイノベーション)に関し、本年3月に経産省と特許庁が「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書ver10.0\_AI編」を公表しました(<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>)。紙幅の都合で本ニュースレターでは取り上げませんが、ご関心のある方はぜひご一読ください。

工作機械の製造メーカーAが、工作機械にセンサを装着して製品製造メーカーBに販売して、その工作機械のセンサから得られるデータを「工作機械のメンテナンス目的(保守目的)」でBがAに提供するという契約



### (3) 特に注意すべきポイント

#### ア 提供データの目的外利用について

##### (ア) 目的外使用の禁止の必要性

データの利用を伴う契約では、提供するデータの利用目的を明確に定め、データ受領者において目的の範囲内でのみデータを利用できる内容の条項を設ける必要があります。

もっとも、この目的が、概括的、多義的な記載になっていたり、想定される利用方法を踏まえた記載になっていなかったりすると、後日、利用範囲や利用方法を巡る紛争に発展する場合があります。

目的外利用の場面として、提供されたデータを、データ受領者の社内で用いる場合、第三者に提供する場合に分け、それぞれの注意点について説明します。

##### (イ) データ受領者の社内で用いる場合の注意点

提供されたデータがデータ受領者の社内のみで用いられる場合であっても、目的の範囲を超えてデータが利用された場合、トラブルに発展する可能性があります。

例えば、上記ケースの場合で、契約書上、データ利用の目的が「工作機械のメンテナンス」とだけ規定されていた場合、A社が受領したデータを他の工作機械のバージョンアップ等に使用した場合、目的の範囲を超えた利用となり、B社から責任を追及される可能性があります。

そのため、データをどのように事業活動に役立てるかを事前に当事者間で協議し、データの利用目的に関する記載を、想定する事業活動が達成できるような内容にする必要があります(上記ケースでは、「工作機械」の範囲や種類、「メンテナンス」の具体的な内容などを規定することが望ましいです。)。

また、工作機械から得られるデータの分析によって、B社が有する製造物についての営業秘密やノウハウが広くA社内で共有される恐れがあります。このリスクを下げるには、重要な営業秘密やノウハウを含むデータについては、データ受領者側において限られた者しか閲覧等することができないという制限や、営業秘密やノウハウが流出した場合の損害賠償義務を設定することが有用です。

##### (ウ) 第三者に提供する場合の注意点

提供されたデータ(及び提供されたデータが加工され作出されたデータ)を第三者に提供する目的を含む場合は、営業秘密やノウハウが流出することによる不利益を回避するため、あらかじめ、第三者へ提供する加工データを提供者側において確認する旨規定することで、営業秘密やノウハウの漏洩を防ぐことが考えられます。また、第三者に営業秘密やノウハウ

を含むデータが開示されることを前提に、データ受領者が提供先の第三者から得られた利益をデータ提供者に分配する取り決めをする方法も考えられます。

#### イ 派生データの利用権限について

提供されたデータに分析しやすいようにノイズを排除するなどの加工がなされ、新たなデータが作成される場合があります(このようなデータを「派生データ」といいます。)。

派生データの利用権限の帰属は、法律上当然に定まるわけではなく、契約上、派生データの利用権限がいずれの当事者に帰属するのかについて定めていない場合、提供データの性質やこれを取得するのに掛った労力・費用、派生データを生み出すのに掛けた労力・費用等の諸事情を総合的に考慮し、合理的な意思解釈に基づき決まることになると考えられます。しかし、何をもって「合理的な意思解釈」とするのかは必ずしも一義的ではなく、これを事後的に当事者間で協議して決めるのは困難な場合もあります。そのため、契約上、事前に、派生データの帰属方法について明確に規定しておくことが重要です。

派生データの利用権限の帰属方法には、i 一方当事者又は双方当事者に利用権限が帰属すると定める方法のほかに、ii 一方当事者に利用権限が帰属し、他方当事者に有償で利用許諾をする方法も考えられます。

なお、データ受領者が利用権限をもつ派生データをもとに生じた知的財産権をデータ提供者に譲渡する旨や、当該知的財産権についてデータ提供者に対する独占的な利用許諾を義務付ける旨規定した場合、独占禁止法上の「不公正な取引方法」に該当する場合がありますので、注意が必要です<sup>3</sup>。

## 4 ②データ創出型契約について

### (1) データ創出型契約とは

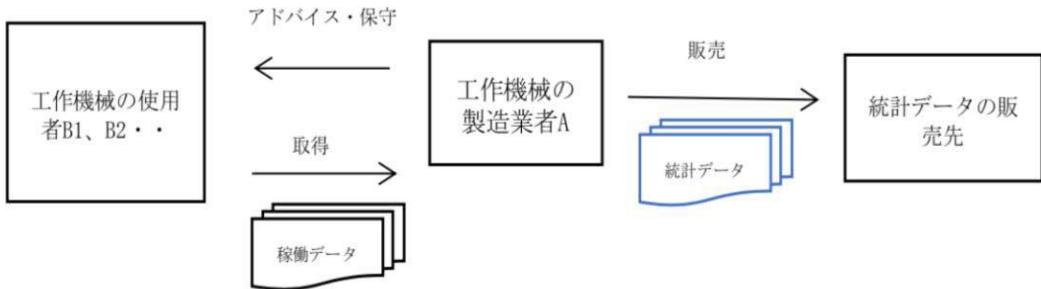
複数の事業者が関与することにより、従前存在しなかったデータが新たに創出されるという場面において、データの創出に関与した事業者間でのデータの利用権限等について定める契約のことをいいます。創出されたビッグデータを分析し、コンサルティング等の事業に生かすビジネスモデルは、AIやIoTの発展により、今後増加すると予想されています。

### (2) ケースのご紹介

(ガイドライン「データ編」P52から引用)

工作機械の製造業者 A は、顧客(B1、B2・・)の工場に納入した工作機械にセンサを設置し、センサから取得した工作機械の稼働データを分析することを計画している。稼働データは、そのデータを取得した工作機械を使用している顧客に対して、工作機械の利用に関するアドバイスや保守等のアフターサービスを行う際に利用される。さらに、A は、顧客の各工場にて取得したデータを分析し、生産性を向上させる使用方法をベスト・プラクティスとして各顧客に提供することを検討している。また、A は、そのようなデータの分析結果を自社の工作機械製品の活用のために利用することも検討しているほか、将来的には、稼働データを統計化した情報を第三者に販売することも構想している。

<sup>3</sup> ガイドラインにおいても、排他条件付取引、拘束条件付取引といった「不公正な取引方法」(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)に該当する可能性があることが指摘されています。



### (3) 特に注意すべきポイント

#### ア 対象データの範囲について

まず、事業の結果創出されるデータについて、どのような関与をした当事者が利用権限を得ることができるのか、明確な法律上のルールはありません。そのため、契約において、どの当事者が利用権限を得るのか、明確に定めておく必要があります。

また、あらかじめ、どのようなデータが創出される可能性があるのかを当事者間で検討し、複数種類のデータが得られる可能性があるのであれば、データの種類ごとに、利用権限の帰属方法を定めておく必要があります。

#### イ 派生データの利用権限

次に、創出されたデータを加工等してできた派生データについても、創出されるデータとは別個に、利用権限がどの当事者に帰属するかについての取り決めをしておく必要があります。創出されるデータは、加工される前のいわゆる「生データ」であり、これらを加工等することで、より価値の高いデータが新たに創出される場合が多いと考えられます（上記ケースでいうと、稼働データを集約した「統計データ」にこそ高い価値があると考えられます）ので、派生データの利用権限の帰属についての定めは、データ創出型契約の肝といえるでしょう。

派生データの利用権限の帰属については、生データの創出に関する当事者の寄与度（コストの負担や、データの取得に必要となる機器の所有権、センサ等の設置方法の策定等の主体）や、データの加工等にかかる労力・専門的知識の重要性、派生データの利用により当事者が受けるリスク等が考慮要素となりますので、まずは、これらの要素を踏まえ、当事者間で協議の上、どの当事者に利用権限が帰属するのか、契約上明記する必要があります。

また、データの加工等により、契約締結段階では想定していなかった派生データが生じる可能性があります。そのような事態に備え、想定される派生データの利用権限の帰属については明確に規定し、それ以外の派生データについてはあえて明確なルールを決めておかず、当事者間の協議に委ねる、あるいは帰属に関する概ねの基準、目安を設けるなどの規定を設けておく方法も考えられます。

## 5 まとめ

ガイドライン「データ編」は、データの利用を伴う契約について、網羅的に論点を列挙し、条項例も示しているので、これを参考に、規定すべき契約条項の漏れがないか確認することは、実務上

有益であるといえます(その中でも、本ニュースレターで紹介した論点は、どのような契約であっても問題となり得る重要なポイントだと考えられますので、特に注意して確認する必要があります。)。

他方、ガイドラインの性質上、中庸的な記載にとどまる部分もあります。データの利用を伴う契約は自由度が高く、多種多様な契約があり得ることから、具体的なケースにおいてどのような条項を設ければよいかを検討する際には、経験に基づく想像力、リスク感覚が不可欠です。契約に関してお困りの場合は、ぜひ弁護士にご相談ください。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送から PDF ファイルでのメール配信に変更できます。PDF ファイルは、貴社内で転送・共有いただいて差し支えありません。電話またはメール([newsletter@umedasogo-law.jp](mailto:newsletter@umedasogo-law.jp))でお気軽にお申し出ください。

## COLUMN

プロゴルファーの松山英樹選手が今年4月にアメリカで行われた世界四大会(通称「メジャー」)の一つであるマスターズでついに優勝しました。

メジャーとは、マスターズ、全米プロ、全米オープン、全英オープンの4つの大会の総称です。マスターズは、1934年に「球聖」ボビー・ジョーンズ(アマチュアゴルファーで、実は弁護士でもありました)が企画したのが始まりという歴史のある大会で、毎年アメリカのジョージア州にあるオーガスタナショナルゴルフクラブというゴルフ場で開催されています。

日本人男子でかつてメジャーを制した者はおらず、今回の優勝は歴史的な快挙でした。

松山選手はいつかメジャーで優勝すると言われておりましたが、なかなか及びませんでした。2017年の全米オープンでは、惜しくも2位に終わり、悔し涙を流していた姿がとても印象に残っています。松山選手がメジャーに挑み続けた10年間を考えると、きっと想像を絶するようなトレーニングやプレッシャーとの戦いがあったのだと思い、優勝が決まったときは涙が止まりませんでした。

今後も、松山選手や、注目の若手である金谷拓実選手を始め、日本人選手が世界で活躍してくれると思いますので、目が離せません。

「風の大地」(坂田信弘(原作)、かざま鋭二(作画))という漫画が、マスターズも描いており、非常に面白いので、興味のある方はぜひお手に取ってみてください。

(弁護士 今西知篤)

## 梅田総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0003 大阪市北区堂島1丁目1番5号 ザイマックス梅田新道ビル12階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

東京事務所 〒106-0032 東京都港区六本木6丁目8番28号 宮崎ビル3階

TEL : 03-6447-0979 FAX : 03-5410-1591

<https://www.umedasogo-law.jp>